

# ユネスコにおける高等教育の資格の承認に関する規約について

- ユネスコは、1970年代以降の高等教育における国際的な移動の高まりにより、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む。)の承認等に関する国際文書の作成を支援。
- 高等教育の地域性等に配慮し、5つの地域及び1つの地域間において6つの「地域規約」の採択及び発効が促進された。グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」が採択された。

## 世界規約【2019年採択】

2013年11月: 世界規約文書作成に関する決議の採択  
2014-2019年: 加盟国及び専門家等による包括的な協議  
2019年11月: 世界規約の採択(2019、未発効: 1ヶ国)

### ヨーロッパ及び北米

地域規約  
(1979、1982: 46ヶ国)

↓  
リスボン承認規約  
(1997、1999: 54ヶ国)

### アラブ

地域規約  
(1978、1981: 14ヶ国)

↓  
(改正検討中)

### 地中海

地域間規約  
(1976、1978: 12ヶ国)

### アフリカ

地域規約  
(1981、1983: 23ヶ国)

↓  
アディス・アベバ規約  
(2014、2019: 12ヶ国)

### アジア太平洋

1983年規約  
(1983、1985: 21ヶ国)

#### 東京規約

(2011、2018: 7+1\*ヶ国)  
豪州、中国、NZ、日本、韓国、  
モンゴル、トルコ及びバチカン市国\*  
\*パーマネントオブザーバー

### ラテン・アメリカ及びカリブ

LACにおける1974年地域規約  
(1974、1975: 19ヶ国)

↓  
ブエノスアイレス規約  
(2019、未発効)

※ 規約名は通称名称の仮訳  
※ ()は採択年、発効年: 締約国数を指す